

## 【委員会記録】

有持委員長

それでは休憩前に引き続き、委員会を開きます。(10時51分)

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

### 【提出予定議案】(資料①)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第19号 平成24年度県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第20号 平成24年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第21号 平成24年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第22号 平成24年度県営林道開設事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第27号 基幹農道工事伊勢田トンネルの請負契約の変更請負契約について

### 【報告事項】

- 徳島県農林水産基本計画レポートについて(資料②③)
- 徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の改定の検討状況について(資料④)
- 徳島県県産材利用促進条例(仮称)の検討状況について(資料⑤)

吉田農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出を予定しております案件につきましては、平成24年度補正予算案及び受益市町村負担金、並びに変更請負契約の3点でございます。

まず初めに、今回の9月補正予算につきましては、県民生活をしっかりと支えるという決意のもと、安全・安心対策及び経済雇用対策を着実に推進するため、所要の予算措置を行うものでございます。

説明資料につきましては、1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の一般会計の総括表でございますが、補正総額は最下段の補正額欄に記載のとおり、総額12億637万3,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は328億6,701万6,000円となっております。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、補正はございません。

3ページをごらんください。

課別主要事項でございますが、新規事業など主なものについて御説明させていただきます。

まず、農村振興課関係でございますが、上から1段目の農業総務費につきましては、摘要欄①のア、鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、市町村が行う農作物等に対する鳥獣被害を軽減するための経費として、3,792万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、上から4段目の土地改良費につきましては、摘要欄①のア、マル新、未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業におきまして、復元が困難な耕作放棄地を活用し、再生可能エネルギー発電施設を導入するための経費といたしまして、1,225万円の増額補正をお願いするものでございます。農村振興課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、8,654万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

農業基盤課関係でございます。上から3段目の土地改良費につきましては、摘要欄②のア、マル新、野菜増産基盤整備モデル事業におきまして、圃場整備済みの農地をより野菜生産に適した農地として整備する経費など、合わせまして5億7,239万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。上から4段目の農地防災事業費につきましては、耕地地すべり防止事業費といたしまして、4,146万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。農業基盤課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、公共事業で6億1,386万3,000円の増額をお願いしております。

5ページをお開きください。

農林水産技術支援本部関係でございます。上から1段目の農業総務費につきましては、摘要欄②のア、新規就農総合支援事業につきまして、45歳未満の新規就農者に対しまして、国の給付金により農業を支える担い手を確保していくための経費として、2,535万9,000円の増額をお願いいたしております。また、摘要欄⑤のア、マル新、農業人材育成戦略モデル事業につきましては、もうかる農業の実現に向けて、新たな人材の育成方策などについての課題や戦略を検証するための経費といたしまして、85万1,000円の増額をお願いいたしております。農林水産技術支援本部合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、6,581万4,000円となっております。

6ページをお開きください。

とくしまブランド課関係でございます。上から5段目、園芸蚕業振興費の摘要欄①のア、マル新、「Goチャレンジ・1000」野菜生産・販売力強化対策事業につきましては、首都圏への野菜の販売力を強化するための経費といたしまして、200万円の増額補正をお願いいたしております。とくしまブランド課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、959万6,000円の増額となっております。

7ページでございます。

水産課関係であります。上から6段目の漁港管理費の摘要欄①の県管理漁港維持補修費におきまして、防災対策のためのきめ細かな補修に要する経費といたしまして、1,200万円の増額をお願いいたしております。上から7段目の漁港建設費の摘要欄④のア、マル新、「徳島発」土嚢を用いた藻場造成実証事業におきまして、食害に強く効率的な藻場造成技術を検証するため、土のうを核とする藻場造成の実証に要する経費など、公共事業といたしまして、2億3,050万円の増額補正をお願いいたしております。水産課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、2億4,250万円の増額となっております。

8ページでございます。

林業戦略課関係でございます。上から1段目の林業総務費の摘要欄①の森林整備加速化・林業飛躍事

業費につきましては、次世代林業プロジェクトを推進する路網整備を支援するための経費といたしまして、4,500万円の増額補正をお願いいたしております。林業戦略課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、4,642万6,000円の増額となっております。

9ページをごらんください。

森林整備課関係でございますが、上から3段目及び4段目の林道費、それから治山費につきましては、林道整備に要する経費あるいは復旧治山に要する経費などの増額をお願いしております。森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、公共事業といたしまして、1億4,163万4,000円の増額をお願いいたしております。

10ページをお開きください。

2のその他の議案等の(1)受益市町村負担金についてでございます。これは、県の実施する公共事業に対しまして、地元の市町村から事業の種類や内容に応じまして、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

まず、農村振興課及び農業基盤課所管のア、県営土地改良事業費に対する受益市町村負担金につきましては、10ページから12ページに記載のとおり、徳島市ほか18市町村に対しまして、事業内容により、それぞれの割合で御負担いただくものでございまして、19市町村合計で25億9,012万5,000円の事業費に対しまして、2億8,739万1,000円の負担額となっております。

13ページをお開きください。

農業基盤課所管のイ、農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町村負担金につきましては、三好市及び神山町に対しまして、地すべり対策事業について6分の1の割合で負担いただくものでございまして、2町合計で1,800万円の事業費に対し、約300万円の御負担をお願いすることとなっております。

14ページをお開きください。

水産課所管のウ、広域漁港整備事業費等に対する受益市町村負担金につきましては、鳴門市ほか3町に対しまして、漁港の種類や事業内容により、10%から20%の割合で御負担をいただくものでございまして、4市町合計で4億6,215万円の事業費に対しまして、5,989万円の負担額となっております。

15ページをごらんください。

森林整備課所管のエ、県営林道開設事業費に対する受益市町村負担金につきましては、美馬市ほか4市町に対しまして、森林基幹道について10.7%の割合で負担していただくものでございます。5市町合計で5億1,600万円の事業費に対しまして、5,521万2,000円の負担額となっております。

16ページをお開きください。

平成23年6月議会で議決いただきました基幹農道工事伊勢田トンネルの変更請負契約でございますが、海陽町片山からイナの伊勢田トンネルを工事箇所といたしまして、平成24年10月30日までを工期として契約を締結しているところでございますが、今回、工事内容の変更に伴い、契約金額の変更をお願いするものでございます。変更後の契約金額につきましては、表の契約金額の欄に記載のとおり4億9,901万8,800円でございます。498万1,200円の減額となっております。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

この際、3点御報告させていただきます。

1点目といたしまして、資料1の徳島県農林水産基本計画レポートの要約版をごらんいただきたいと思っております。これは、徳島県農林水産基本条例の第39条の規定に基づきまして、本県の食料・農林水産業・農山漁村の動向及び農林水産基本計画の進捗状況につきまして、主な内容を御報告申し上げるものでございます。

まず、Ⅰの豊かで充実した食料を提供するための食料政策の概要でございます。

食料供給機能の強化につきましては、1の活力ある多様な水田農業の推進につきましては、農業者戸別所得補償制度を最大限活用して、水田の有効活用や自給力の向上を図るため、新規需要米、園芸作物の作付拡大を推進してまいりました。2の食の安全・安心の確保につきましては、農産物の安全性を確保するための新たな手法でありますGAPを導入した、とくしま安<sup>2</sup>GAP農産物認証制度を推進するとともに、東日本大震災時に発生いたしました原子力発電所事故以降、消費者の放射能汚染に対する関心の高まりを受け、県産農畜水産物の放射能検査を定期的を実施いたしております。

次に下段になりますが、Ⅱの農林水産業の振興を図るための産業政策の概要でございます。

ひろがるとくしまブランド戦略の展開につきましては、1の走る「とくしまブランド」展開事業等におきまして、大消費地であります東京、大阪でのトップセールスの開催、「新鮮 なっ！とくしま」号やとくしまブランド協力店など、消費者への積極的なPRを行ったところであります。3の「徳島の活鱧」飛躍事業では、県産ハモの認知度向上、消費拡大を図るため、徳島の活鱧料理味わいキャンペーンを強化するとともに、日本三大はも祭等でPR活動を行ってまいりました。これらの取り組みによりまして、平成24年8月現在のとくしまブランド協力店は32店舗が登録し、ブランド品目育成数については30品目となっております。

次に、裏面の2ページをお開きください。

次世代林業プロジェクトの展開であります。1の次世代林業を担うプロフェッショナル養成事業において、新規就業者、参入希望者等に対し、資格の習得と段階的な技術向上を図る体系的な研修を実施いたしました。2の森林整備加速化・林業飛躍事業におきましては、間伐などの森林整備や、路網、林業機械、木材加工施設、流通施設等の導入を支援してまいりました。この結果、平成24年8月現在の「林業プロフェッショナル」育成者は170人、平成23年度末の県産材の生産量は24万立方メートルとなっております。

最後に、Ⅲの本県の農山漁村を活性化するための地域政策とⅣの県民の参画と協働により農山漁村を保全するための協働政策の概要につきまして説明いたします。

中山間地域等への支援につきましては、1の魅力あふれる農山漁村づくりの推進といたしまして、農業生産基盤等の整備を行いますとともに、耕作放棄地の発生を防止し、多面的な機能を保全する集落の取り組みを支援いたしました。2の野生鳥獣害防止対策の推進につきましては、被害実態調査や鳥獣被害防止指導員の養成などを実施するとともに、市町村鳥獣被害防止計画の策定支援を行いました結果、平成24年8月現在で20市町村で策定されております。

以上が、農林水産基本計画に基づきます実施状況等の概要であります。

なお、動向及び進捗状況の詳細につきましては、机上に御配付いたしております資料2の徳島県農林水産基本計画レポートを御高覧いただきたいと思っております。

2点目は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の改定の検討状況についてでございます。

資料3をごらんください。

この計画は、長期ビジョン編と行動計画編の2つで構成されておりますが、本年度末をもちまして行動計画の計画期間が終了することから、平成25年度に向けて計画を改定することといたしております。

新たな計画の期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間を考慮し、改定の新たな視点といたしまして、上段の枠内に記載のとおり、①「グローバル化」に対応した経営基盤の確立及び競争力の強化、②「輸出戦略」や「6次産業化」など、農林水産業に係る「新成長分野」を強化、③「震災」を契機とした「減災・防災対策」を強化の3点を取り入れ、攻めの姿勢で現在の農林水産業を取り巻く課題への対応を図ってまいりたいと考えております。次に、中段の枠内に記載しておりますが、現在、食料政策など4本の施策の柱につきましては、右側に書いてございますように、①競争力ある力強い農業の実現、②次世代林業の展開、③活力ある水産業の再生、④新成長ビジネスの展開、⑤次代へつなぐ農山漁村の創造、⑥災害に強い農林水産業の確立の6本立てとし、県民の皆様が施策の方向性をイメージしやすいように再構築してまいりたいと考えております。さらに、数値目標につきましては、下段の枠内に記載しておりますが、現計画の200項目の目標につきまして見直しを行ってまいりますとともに、新たな項目を追加し、230項目程度の目標設定を目指しているところでございます。

次に、3の策定のスケジュールでございますが、これまで、7月に開催いたしました農林水産審議会において、改定の方向性などにつきまして御意見をいただき、また、8月末には、東部農林水産局、西部総合県民局、南部総合県民局の県内3カ所において意見交換会を開催するなど、各界、各層からの意見聴取に現在、努めているところでございます。今後、10月を目途に新たな基本計画の原案を作成し、これに対するパブリックコメントを募集した後、11月議会の経済委員会等におきまして、御意見、御提言をちょうだいしたいと考えております。その後、取りまとめた最終案につきましては、2月議会の経済委員会等におきまして、お示しさせていただきたいと考えております。

以上が、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画改定の検討状況であります。

3点目は、11月議会での提案に向けまして現在、検討を行っております徳島県県産材利用促進条例(仮称)についてであります。

資料4をごらんください。

1の条例制定の趣旨でございますが、県産材の利用拡大は林業や木材関連産業の活性化を初め、森林の保全などさまざまな面での効果が期待されることから、県民、事業者、行政が一体となった協力体制を構築し、これからの取り組み内容の明確化を図るなど、今後の県産材の利用の促進に重点を置いた全国初となる条例を制定することといたしております。この条例のあり方につきましては、徳島県森林審議会に諮問し、これまで農林水産業関係者の皆様を初め県民の皆様の御意見を伺いながら検討を重ねてまいりました。

2の徳島県森林審議会による審議の経過でございますが、3月の森林審議会での諮問の後、6月からは東部農林水産局管内を皮切りに南部総合県民局管内、西部総合県民局管内と県内3カ所におきまして地域意見交換会を開催しております。また、県政モニターでありますe-モニター及び国等関係機関に対しまして、アンケート調査を実施いたしております。7月には第2回目の森林審議会を開催し、その後、これまでにちょうだいした御意見をもとに、7月26日から8月24日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

これまで審議会等でいただいた主な御意見につきましては、主なものを裏面に取りまとめてございます。

3の条例に盛り込むべき内容といたしまして、条例の目的や基本理念、県の責務はもとより、県民の皆様や事業者の役割、とくしま木材利用指針の策定及び変更、施策の促進、普及啓発など県産材利用の促進に関する施策などを取りまとめてまいりたいと考えております。

4の今後の予定といたしましては、来る9月18日の森林審議会におきまして、条例のあり方の答申を取りまとめていただく予定としております。その後、付託委員会におきまして答申をお示しし、御意見をちょうだいする予定といたしております。また、条例案につきましては、11月議会で提案をさせていただければと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

#### 有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

#### 木南委員

土地改良事業について1件だけ伺っておきたいと思うんですが、現政権になってから、土地改良予算が大幅にというか、ゼロに近いような縮減が図られた。それによって、土地改良事業、かんがい排水だとか、あるいは地盤沈下事業だとかが随分おくれたわけですが、その後、若干回復したと聞いているんですが、現状と将来見通し。急に言うたんで、もしかして資料がなければ付託委員会でもいいんですが、もしあれば教えてほしいと思います。

#### 峯本農林水産部副部長

土地改良事業の予算につきましては、平成16年のころからずっと下がってまいりまして、また、政権交代というところで、国の予算自体が大きく3分の1に減られるという出来事もありました。その当時から、委員の皆様には非常に御心配いただきまして、県といたしましても地区の重点化、効果の早期発現がされるころへ向けて、集中的に工事をやっていくというふうな対策をとってまいりました。

その時点にどれくらいおくれたかという御質問でございますが、予算自体が通常の状態から言いますと、約3分の1ぐらいまで落ち込んでまいりました。県の事業費についても3分の1ぐらいに落ち込みました。ですから、それが数年続いているということで、正確な数字というものははじいておりませんが、その間、関係者の方には工事の完成並びに進捗がおくれまして、非常に御迷惑をおかけしていると反省いたしております。

これからの見込みにつきましては、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので、また付託委員会のほうで御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

木南委員

きょうは事前委員会ですので簡単に、今のはそれで結構だと思うんですが、また将来のことがあるので、農家も非常に心配されとるし、耕作放棄地もこの質問に関係するんですが、担い手の問題もあるし、また資料を見せてほしいと思います。

もう一つは、さきの6月議会で、県民の野菜の摂取量が非常に少ないという話が厚生労働省から発表されて、私の資料は徳島県民は全国平均より100グラム少ないというふうな新聞記事からいったんですが、今、県はどうも全国平均より70グラム少ないということで、これはもう統計のやりようでいろんな見方があると思うんですが、それによって、やはり県民に野菜を食べていただく努力をせないかんのでないか、経済効果も非常に高いよ、健康にも非常によろしいよと、こんな話をしたわけです。おかげでいろんなところで、いろんなイベントをしていただきよるようなんですが、新聞等で小出しに来るもんですから、トータル的にどんな事業をされとるのかようわからん。これは農林だけでもだめ。保健福祉だけでもだめ。教育委員会の学校給食もあるし。こんなところがタイアップする、いわゆる川上、川下というか、入り口、出口といいますか、入り口から出口までがつながつたらんと腸閉塞で命にかかわると、こういうことございますので、両方がリンクするとか、つながった施策をしてほしいと思うんですが、そこら辺の全体的なプログラムみたいなのがあれば示してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

隔山とくしまブランド課長

木南委員につきましては、6月議会の本会議で野菜摂取量につきましての御質問をいただいたところでございます。そのとき以来ではないんですが、そのとき以降も、いろんな野菜摂取量アップに向けての取り組みをしております。具体的な例を挙げさせていただきますと、「新鮮 なっ！とくしま」号を展開するときに、保健福祉部、健康増進課と一緒にあって、実際に野菜のメニューを皆様に食べていただいて、それで野菜摂取量アップのキャンペーンを行うというふうな取り組みとか、この前の8月26日から9月1日、これも木南委員からの御提案による徳島の野菜週間の中で、8月31日、野菜の日なんですが、このときに保健福祉部と連携いたしまして、知事を先頭に街頭キャンペーンをやったというふうな、いろんな取り組みをしております。

それで、各部局間の連携が恐らくわかりにくいということだろうと思うんですが、その摂取量アップに対する取り組みの中では、農林水産部、保健福祉部、教育委員会が一体となって、連携して取り組むようにしております。それと、この9月補正予算におきまして、緊急雇用対策事業を活用しまして、保健福祉部、教育委員会、農林水産部が連携した事業ということで、「野菜摂取量アップ！大作戦」推進事業という事業を展開するという予算を計上させていただいております。その中身といたしましては、農林水産部は徳島の野菜を食べようということを強力に推進するというので、地産地消協力店の飲食店等から徳島県産のメニューを提案いただいて、それをメニュー化して、PRしていただくというふうな予算を計上しております。あと、保健福祉部の健康増進課のほうからは、とくしま野菜を使ったヘルシーレシピコンクールを実施すると。教育委員会のほうからは、学校給食の充実とか野菜がたっぷりの給食、朝食、夕食献立メニューの作成というふうな予算の内容でございます。これらにつきましても、3者が一体となって取り組んでいきたいというふう考えております。

木南委員

いろいろやっていただいておりますのは、いろんな記事だとかニュースで見るわけですが、これをやっぱり1つのペーパーに落として、お互いが共有する、それで目的に向かっていくというのが非常に大事でないかと思うんで、1つのペーパーに落として、各部、委員会等が共有していくようなことをしたらどうだろうかと、提案をまずはしておきます。

吉田農林水産部長

先ほど隔山課長のほうから申しあげましたように、野菜の摂取量アップにつきましては、私どもと保健福祉部、そして教育委員会の3者が、まさに一体となって取り組んでおりますし、今後も取り組んでまいりたいと思います。委員から御指摘のございました、1つにしてお示しをすべきであると。もっともな話でございますので、付託委員会までには1枚に落とさせていただいて御配付するとともに、県庁各課にも認識を共有するために、そういったことをさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

木南委員

あと1点だけ。農業人材育成戦略の策定、県の次代を担う農業者の人材育成戦略会議が発足という記事を見ました。8月29日に開催されて、県農業人材育成戦略会議を発足させ、もうかる農業を実現し、次世代の担い手確保を進めると、こういう記事を読んだわけですが、もうちょっとこの会議の目的を詳しくお知らせいただきたいのととも、85万円という大型予算が組まれておりますので、これの使い道も一括して教えてほしいと思うのと、これによってつくるのでありましよう農業人材育成戦略の内容、策定の時期について、まとめて質問しておきますので、まとめて答えてほしいと思います。

水岡普及教育課長

まず1点目が、農業人材育成戦略会議の目的ということでございますけれども、これにつきましては、委員御承知のとおり、現況の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。内的には農業従事者の減少とか高齢化などによりまして、農業生産力の低下とか、あるいは耕作放棄地などの増加などを来しておるところでございます。こういった諸課題が多くございますけれども、こういった問題を解決するためには、みずからの農業経営の改善はもとより、地域農業の発展を支える、まさに次代を担う人材の育成というのが急務というふうに考えておるところでございます。そこで、農業生産技術のみならず他産業、他産業というのは、例えば第2次産業とか第3次産業でございますけれども、そういった産業にも通じまして、農業のグローバル化にも対応できる経営感覚にすぐれた人材の育成を図るために、総合的かつ具体的な計画でございます農業人材育成戦略というものを策定するというところでございますけれども、その策定に当たりまして、御意見、御提言をいただくために、農業人材育成戦略会議を立ち上げたところでございまして、先ほど委員のお話にもありましたように8月29日に第1回目の会合を開きまして、まず御意見をいただくということから始めたというところでございます。

85万1,000円の内訳でございますけれども、非常に少ない予算ではございますけれども、農業人材育成



戦略会議で検討した結果をもちまして、まず講座を開くモデル事業を実施したいということでございまして、その経費として85万1,000円を計上し、予算をお願いしているところでございます。この85万1,000円につきましては、主に講師の謝礼とか、そういったものということで、この程度の予算になっていると御理解いただきたいと思っております。

それともう一点、農業人材育成戦略の内容がどのようなものかということでございますけれども、今後の議論にゆだねるということにはなると思いますが、戦略の内容につきましては、農業のグローバル化に対応できる経営感覚にすぐれた、まさに先ほど申しました次代を担う人材を育成するためということでございます。例えば6次産業化とか、さらには地域の経済の発展を支える個人経営を行う人材、そういった人材を育成できるように戦略的な方策を策定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、この戦略につきましては、本年中をめどということで策定いたしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

#### 木南委員

物すごいバラ色に聞こえます。これができて、県庁の受け皿はできるんかいな、県の部の組織的な。今まで割合に農業指導等については技術指導が多かったんですが、私はいつもマーケティングが非常に重要ですよ。私もものづくりをしてましたけども、ものをつくるって割と簡単と言えば語弊があるんですけども、研究によつたらできるんです。しかし、そのつくったものをどうやって消費者まで、エンドユーザーまで届けるか。それによって集金をするか。それで業として成り立つわけですが、戦略会議は、どないか部で工夫したやり方、これを受けてになると思うんです。既にマーケティングの専門家みたいなんで行ったと思うんですが、現状とこれを受けての将来像をお聞かせください。

#### 片山農林水産技術支援本部長

ただいまの御質問でございますけれども、この戦略につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、本年末をめどにということでございます。それで実際にはどうするかということでございますけれども、今、考えておるところは、来年4月に石井町に研究、普及、教育を統合いたしました、我々、知の拠点というふうに言っておるんですけども、農林水産総合技術支援センターが新たに開設されるというふうなことでございまして、ここで人と技術の融合ということで、先ほど申しました農業生産の技術、それから経営の技術といったものを一元的に、研修なり人を育ててまいることとしたいというふうに考えております。それから、マーケティングの話が出ましたけれども、一応、来年から農業経営の専門家を任期つき研究員ということで、現在、募集しておるところでございます、そのマーケティングの専門家を入れた研究、それから講習とかを含めまして、新たな知の拠点であるセンターで一元的に支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

#### 木南委員

1つだけ提言しておけば、農家っていうのは生産技術はプロです。販売はアマチュアなんです。買い手はバイヤーというプロが買いよる。そこのせめぎ合いがありますから、そこら辺も十分に考えてほしいと

思うのと一緒に、6次産業化って一口に言いますが、なかなかそこら辺が難しい。昔、兼業農家っていうのは6次産業だったんですよ。昔、3ちゃん農業っていうのがあって、じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんが農業をして、息子は製造業、2次産業に行って、孫は3次産業に行くと。1、2、3で6次産業化と、こういうところがあったんですが、そんなことにならないような6次産業化っていうのが非常に大事でないかと思っておりますので、この農業人材育成戦略、期待しております。御期待申し上げます。

達田委員

新たに出てまいりました予算に関連するんですけれども、鳥獣被害防止総合対策事業費っていうのが予算に新たに出ております。これまでシカとかイノシシとかに非常に力を入れていただいて、個体数の把握であるとか、あるいはどれぐらい捕獲すればいいかというような計画も立ててこられたと思うんです。そして、捕獲数もふやしていきましょうというようなことで計画を立てておられますけれども、農林業の被害っていいますと、金額的にはどうなっておりますか。これまでやってきた対策によって、金額的な被害が、実はいただいた資料では年間、平成23年度実績では2,700万円減りましたよというんですけれども、これはどういう状況で減っているということなんでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

農作物への被害の減少ということでございますが、被害額につきましては、先ほど委員からもございましたように、平成16年度がピークの1億6,000万円であったものが、翌年度には7,600万円程度に下がりました。その後、徐々にふえてまいりまして、平成22年度には1億5,600万円となっております。それが、平成23年度は1億2,900万円に2,700万円下がったという状況でございます。

県といたしましては、昨年度も国の鳥獣被害防止総合対策交付金、これを中四国管内で一番多い配分を受けまして、例えば侵入防止さくを県下で、昨年であれば308キロメートル、また、捕獲おりを164基など設置いたしまして、鳥獣被害対策に取り組んだところでございます。このようなこともございまして、被害の軽減ができたのではないかと考えておりますが、まだまだ被害金額といたしましては非常に高く、またそれから、この被害金額にあらわれない被害もございますので、気を緩めることなく、今後も被害がなくなるように取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

シカ等につきましては、県境もないし、畑、田んぼとか、それから森林やいうても全然関係ないということで、部局が一丸となって取り組んでいただきたいということは、これまでも申し上げてきたんですけれども、シカ対策について、これまでの取り組みと実績ですね。どういうふうになっているか、一応お聞かせいただけますか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

シカの捕獲の状況について、まず御説明したいと思います。捕獲数でございますが、シカにつきましては、平成23年度が県下で6,321頭捕獲されております。平成22年度が4,626頭でございますので、約1,700

頭、単年でふえたということでございます。これは県の施策だけでなく、猟友会の皆様の御協力をいただいたことにより捕獲数がふえたということがあるかと考えております。

また、県の施策といたしましては、平成 22 年度、これは農林水産部でございますが、県下でシカの一斉捕獲というものを 10 月と 3 月末に実施いたしております。また、昨年度、23 年度は、これは県民環境部でございますが、3 月と 10 月に一斉捕獲、それと狩猟期以外の期間に個体数調整ということでの捕獲も進めておるところでございます。またそれと、農林水産部といたしましては、先ほど交付金でも説明いたしましたように、侵入防止さくを設置とか、そういうものの支援を行ってきたところでございます。

達田委員

徳島県の新たな捕獲目標というのが、年間 6,300 頭ですか。それでいきますと、目標を達成できているということになりますよね。この先もずっとこの数でいけば、被害は少なくなっていくんでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

今、委員からもお話がございましたように、まずシカの捕獲目標数でございますが、平成 23 年度までは年間 3,800 頭ございました。それがことしの平成 24 年度から新たな計画ということで 6,360 頭という数字が出されております。この年間の捕獲目標数を毎年クリアしていけば、その被害がすべてなくなるというのではなく、鳥獣との共生が図られていく状況になるということでございます。

それと、ちょっと 1 つ訂正がございますが、シカの捕獲目標数は管理計画では 6,360 頭となっておりますが、平成 24 年、25 年の 2 カ年は、捕獲頭数をさらに高めるとということで、年間 7,000 頭の目標が立てられておるといった状況でございます。

達田委員

先日、過疎対策の学習をさせていただいて、兵庫県から来ていただいて、非常に勉強になりました。このときに鳥獣被害に対する兵庫県の対策というのを教えていただいたんですけども、いろいろとされている中で、やっぱり報奨金っていうので、非常に充実した報奨金制度を行っていて、県の補助金制度っていうのも充実しているように思います。徳島県の場合、農林だけでこれをするって大変と思うんですけども、農林と保健福祉のほうとか、いろいろと連携して、そしてやっぱり制度そのものをちゃんと整備して、とればとるほど充実していくというような、そういう制度をつくっていただきたいと思うんですけども、この間教えていただいた兵庫県の制度と比べて、徳島県はいかがでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

兵庫県は国の交付金もたくさんとられながら、また県単でも、今、委員からもお話がございましたように、捕獲報償費等の取り組みもされておるといった状況でございます。

ただ、本県も単純に国の交付金だけでなく、県単のバリエーションといたしまして、例えば総合的な対策を行うモデル集落づくりとか、猿の効率的捕獲の実証とか、ジビエ料理の普及などもやれるように、そういう新たな事業も立ち上げて、鳥獣被害対策に取り組んでおるところでございます。また県民環境部におきまして

も、狩猟者の確保を行うための講習会の開催とか、先ほども申しましたように一斉捕獲も進めておるところでございます。また、西部総合県民局では剣山周辺での取り組みなどもやっております、確かに金額的には兵庫県と差があるというのは存じておりますが、内容的には徳島県も決して劣るものではないのではないかと考えておるところでございます。

達田委員

兵庫県の制度をお伺いいたしますと、まず主なもので、シカの捕獲頭数の多い12市町に8人編制の班を、これは捕獲をする人なんですけれども、チームを置いて、そして、ちゃんと人件費、基本給が月15万円で歩合給がプラスですね。1班当たりの捕獲数に応じて、1頭につき5,000円を支給というようなことで、8カ月間ほど、こういうチームに活動していただいているということなんです、徳島県もこういうふうなことをやられているでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

本県では今、御説明がありました内容については実施をしておらないと。ただ、先ほど申しましたように、シカの一斉捕獲とか、そういうことで出猟していただければ、1日7,000円を支払うということで、県民環境部のほうで取り組んでおるところでございます。

達田委員

ボランティアでは、こんななかなか大変なことなんで、できませんよね。ですから、やっぱり基本給が固定されて、これに専念できるという状況をつくれれば、こういう仕事についていただいて、そして一生懸命、シカの捕獲に頑張っていただけるということになっていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひこういう制度もよく研究していただいて、実績が上がるようお願いしておきたいと思っております。これは答弁要りませんので。また今後、お願いもしていきます。

それで、今、私どもが一番悩まされておりますのが、毎年、言っておりますけれども猿なんです。今、青切りミカンが出てますでしょ、スーパーに。青切りは青切りという種類なんですけど、赤いミカンがもうじき出てまいります。これが出始めると、猿がまた出てくるんです。猿で困るのは、賢いからいろいろ対策していただいて、さくとか網とか十分してるんですけれども、どこからともなく入ってきたり、本当に知恵比べなわけなんです。それで昔の猿カニ合戦ではありませんけれども、赤くよく熟れたんだけ食べていってくれたらいいんですけども、青いこれから熟れるやつも全部ちぎってほうるというような悪さをしますので、非常に困っております。本当に南のほうでは主要作物なので困ってるんですが、それで猿の被害がどういふふうにあるのかなと思って、私も見てみますと、平成19年度、猿被害が県西部のほうに大きく広がっています。20年度も、もう県西部のほうは物すごいです。中央部もあるんですが、21年度は西部のほうが少なくなって、今度は徳島市とか板野、それから南のほうに広がってきました。これが22年度は中央部へ広がって、そして23年度は中央部、それから板野と阿南というふうに、だんだんと猿が移動しているのか、ちょっとこれはよくわからないんですけど、こういうふうな分布図で、被害の状況が出ているのは、こういう状況なんです。ですから、猿の移動に伴って、こういうふうになっているのか、こういうふうなことは調査されているのでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

猿の移動についての御質問でございますが、これはテレメトリー調査と申しまして、雌猿に発信器をつけた調査が県下6市町村で今、実施されております。ただ、過去にはほかの町村でも実施されておまして、県としてはそういう過去のデータ、また今、行われております6市町村のデータもいただきながら、今、委員がお話しになったような動向の確認とか、そういうものも進めたいと考えておるところでございます。

達田委員

ということは、シカのようにどれぐらいいるのか、あるいはどれぐらい調整すれば被害が少なくできるのかというようなことは、もう既に研究されているのでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

今の委員からのお話の内容につきましては、多分、シカとかイノシシの保護管理計画のことでないかと思うんですが、それにつきましては、県民環境部のほうで所管されておるという状況でございます。ただ、今の状況で申しますと、猿については、その保護管理計画を立てる予定はないというふうに聞いておる状況でございます。

達田委員

そこが本当に悩ましいところなんです。どんどんふえてきているように思うわけなんですけれども、被害額で言いますと平成19年度から23年度を見てみますと、猿の被害っていうのは、ほとんど変わらないです。ずっと3,700万円とか3,900万円とか大きな被害が出ておまして、シカと1位、2位を争うというような、そういう被害額になっているわけなんです。

それで先ほどのこの図ですね。西部地域のほうで被害の報告が少なくなっているというのは、何か対策をされているから被害が少なくなっているのか。例えばモンキードッグがよく働いて追い払ってくれているからなのか。それとも、つくっておっても猿やシカと戦うのはもう疲れたということで耕作放棄をして、結局、被害額の中に入ってこなくなってしまう、そういう状況ではないのでしょうか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

西部での猿被害についての御質問でございますが、確かに委員からお話ございましたようにモンキードッグ、これは県下で現在26頭が活動しておりますが、そのうち三好市、東みよし町のほうで13頭が活動しておるといこともあろうかと思えます。それと、やはり従来から西部のほうで猿被害が非常に多かったということで、先ほどお話にあったように侵入防止さくとか捕獲おりとかで、捕獲なんかもある程度進んでおったということもあろうかと思えます。ただ、農作物の生産をやめられたから減ったかとかというのは、ちょっと私のほうでは申しわけないんですが把握できておりません。

達田委員

要望をさせていただきたいんですが、その被害額の把握の仕方なんです、1つは。被害額の把握の仕方なんです、小規模農家が多いんです。例えばミカン農家、私どものところ、手前のことを言って申しわけないんですが、ミカン農家といいましても物すごい大規模農場ではありません。中規模のミカン農家で、その周辺にミカンだけでなしにビワとかカキとかクリとかヤマモモであるとかスモモとか、そういうものを植えて一年じゅう何かを出荷しているんです。主要作物がミカンということなんですけれども、その周辺に植えている作物はもうほとんどが猿にやられて出荷できない状況になっております。

少ない金額ではありますけれども、がっくり肩を落とすだけで報告はしていないんです。ですから、それは金額にも量にも入っていないと思います。けれども、やっぱり農家の、少しずつではありますけれども現金収入になっていたものがなくなっているわけです。報告していないおうちが多いんです、そういう少しずつ少しずつつづついているようなものは。田んぼにしましても、主要作物は稲なんですけれども、冬場は青物をつくったり、私どものところでは一面につくったりということではなくて、少しずつつづつくるわけです。そして一年じゅう何かを出荷するということで、何か被害に遭ったら泣き寝入りなんです。

そういう状況ですので、細かく小さな被害であっても、やっぱり報告を受けて、どれぐらいの被害があったというのを集計できるようにぜひしていただきたいし、報告してもしんどいわっていうじゃなくて、その報告が対策の基礎になるんですよっていうことを農家によくわかるようにお知らせもしていただけたらと思うんです。恐らく小さな被害は報告していないと思うんです。その点を1つ、お願いしたいんですけれども。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

被害調査の方法についての御質問でございますが、今、委員からもお話がございましたように、被害のすべてが県のほうに上がってきておるかという、そうではないということは私といたしましても理解しておるところでございます。

ただ、できるだけ被害を上げてくれということで、市町村の案内があるたびにそういうのを載せてほしいということをお願いしたり、また、支援センターのほうから各地域をお願いをしたりはしておるんですが、今、委員からもお話があったように、あきらめるとか、自分が食べる分だからもういいわというようなことも確かにございますので、他県の情報も得ながら、被害の調査の方法については、改良できる点があれば、また考えさせていただきますと考えております。

達田委員

本当によろしく願いいたします。自家で栽培しているものやいうのは、なかなか報告はできないでしょうけれども、少なくとも青果市場とかJAの集荷場とか、それから産直市場、そういうところに出して現金収入を得ているというようなところについては、できるだけ報告してくださいということで、報告しやすいようなシステムをつくっていただけるようにぜひお願いをいたします。

それと先ほどの猿なんですけれども、猿に関してどういうふうな対策が一番いいんだろうかというような研究もしていただいていると思うんですけれども、やっぱり現場を見ていただいて、この山だったらこういう対策はどうですかというのを実際に指導していただけるようなことでないと、今、農家は網もやってますし、さくもし

たりいろいろしとんです。だけでも、ウサギなんかは捕まりますよ、ひっかかってますけども、猿はなかなかどこから入ってくるのかわからんという状態です。ですから、猿についての研究をしっかりといただいて、被害がどうやったら少なくなるんだろうかということで、ぜひ強力に進めていただきたいんですけども、その点はどういうふうに向かっているのでしょうか。

#### 檜垣農村・鳥獣対策担当室長

猿の捕獲の方法等の検討についてでございますが、確かに委員からお話がございますように、猿は非常に賢く、なかなかこれといった対策が非常に難しいという状況でございます。そういう中でありまして、今年度から猿の効率的捕獲の実証試験を専門家指導のもと、県下の5市町村でモデル的に取り組むこととしております。その結果に基づいて、よい方法等があればマニュアル等をつくりまして、市町村にそういう情報も流していきたいと考えております。また、専門家を招いての研修会や講習会、こういうものを開きまして他県の取り組みの事例とか、そういうものも御紹介いただきながら、市町村が効率的な捕獲が行えるような内容等の研修も行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 達田委員

ありがとうございます。また今後も鳥獣被害に関しましては、お願いなりをしていかなんたらいかんことがたくさんあると思いますので、よろしく願いいたします。

農業人材育成戦略モデル事業につきましては、先ほど木南委員のほうから詳しく御質問がございましたので省略させていただきます。

それで、野菜の摂取量が少ないということで問題になっているんですが、野菜の摂取量が多い地域っていうのはどういうふうに食べているのかっていうことで、私もちょっといろいろと調べてみましたら、割とお漬物が多いんです。そして、野菜はたくさん食べているんだけど、やっぱり塩分をとり過ぎるという、効果はあるんだけど逆効果もあるっていうようなことです。ですから私、いろいろ献立を考えて、お漬物にしてもやっぱり塩分の少ないようなものを工夫していくっていう、そういうことが大事なんじゃないかと思うんですが、以前から私も男女共同参画に関して申し上げさせていただいております。そういう食に関すること、あるいは先ほども質問がありました6次産業に関することっていうのは、男性、女性どちらかの頭で考えるというだけでは、やっぱり無理がある、限界があると思うんです。ですから男性も女性も、ともに力を合わせて知恵を出し合っていくっていうことが大事じゃないかと思うんですが、ここでこうやって見渡してみても、女性はだれもおいでませんし、ですから、農林業の分野に女性を入れていただいて、意欲的な女性ですよ。そういう食に関して、野菜の摂取量を多くするためにどうしたらいいとか、そういうことで手を挙げていただいて、考えますっていう方にぜひ入っていただけたらいいと思うんですけど、農林水産省は特別に男女共同参画の部署を設けているわけなんです。ほかの部署とは違います。この趣旨をぜひ理解していただいて、今後、徳島県でもやっぱりそこを大事にしていきたいと思うんですが、そういう視点でどうでしょうか。

#### 隔山とくしまブランド課長

まずは摂取量アップの御質問でございましたので、その中で、今、野菜摂取量アップの専門部会というもの

を設けております。その中の委員さんは半分以上が女性の方という、男性より女性の方が多という委員構成になっております。そういう中で、女性の意見もかなり反映されるんじゃないかなというふうに考えております。それと食育とか食に関する担当は当課の女性が担当しております。それとあと、ほかの摂取量アップにつきましても健康増進課なり教育委員会なり、すべて女性が担当となっております。

(「農林水産施策に関する中心的なところに」と言う者あり)

吉田農林水産部長

もし人事の話でございましたら、適材適所に配置をしております。

ただいまの野菜の摂取量アップにつきましては、先ほど隔山課長のほうから申し上げましたように、JA徳島女性組織協議会、ここにも先ほど言いました摂取量アップの専門部会が入っております。中心的な役割を担っております。御理解いただきたいと思っております。

有持委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(11時58分)

有持委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開します。(13時04分)

松崎委員

農林水産基本計画レポートの要約版をいただきまして、食料供給機能の強化という中で基本計画の達成状況、地産地消協力店数ということで、目標270店に対して250店という数値が示されております。実は月曜日でしたけども、会派で県南の視察に参りました。そしてレストランに寄って、その野菜がおいしい、サラダがおいしいということで昼の食事をいただいたんですけども、そこで話に出たのが、かつては有機野菜をつくって出しておったんですけども、それはおもしろいということでかなりはやって、市内の女性陣がたくさんお店にも来てくれるようになったと。これは農家の野菜よりも自家栽培でやりたいということになって、今、家族が力を合わせて自家栽培をやらせて、8割ぐらいまで自家栽培で、それこそ地産して、そのレストランで地消しているんですけど、協力店ということになって、その指定がもらえないんだと、こういう話がありました。

それで、この協力店っていうのは、例えば自家栽培が5割で、他の地産された農産物が5割であればオーケーなのかとか、いろんな議論が出まして、一体これはどうなっているんだということになりましたので、そのことを1つお聞きしたいのと、県下で最近、若いシェフなんかはこだわって自家栽培を行っている、そういうレストランもふえているように聞いておるんですけども、そういうところについても把握されておるのかどうか、お聞きしたいと思います。

隔山とくしまブランド課長

地産地消協力店についての御質問でございます。地産地消協力店というのは、県が行う地産地消推進に



協力できる徳島県内の農林水産物の直売所、小売店、量販店、飲食店を地産地消協力店として登録いたしております。地産地消協力店にやっていただく内容としましては、県内製品の消費拡大とか、消費者への県産品活用に関する情報提供、あとは県が行う各種地産地消の活動に対して御協力をいただくというふうになっております。

そこで、今、委員のほうから御発言がございました飲食店等につきましては、地場産品を活用しているということで申請書を提出していただきますと、まず現地調査というか、店のほうを調査はさせていただくわけなんですが、登録には問題がないかなというふうに考えております。

それと先ほどございましたように、地産地消協力店につきましても直売所とか量販店、飲食店等がございますので、その中で、地産地消協力店の飲食店は現在 97 店舗を登録しております。全体で 250 店のうち 97 店舗というようなことで、かなりの飲食店が登録していただいている状況でございます。

松崎委員

ありがとうございました。お店の人が勘違いしているのか、お店の人もお聞きはしたんだろうと思いますけれども、そのことについては、申請すれば調査をして、その上で登録いただけるということでございますので、そのようにしたいと思います。

ただ、協力店という名前のありようですね。地産地消を推奨するとか、先ほどちょっと、どれだけ割合があったらどうなんだというようなことを言いましたけども、自家栽培とか、そういうことも含めて少し考えたときに、協力店の解釈っていうのは、あえて県の文章を見ないとわからんなあみみたいな感じがしますので、課題といえますか、ちょっと頭に置いといていただいたらというふうに思います。協力するっていうのは、あくまで何かお店で県内の皆さんが生産いただいたものを売るんですよ、使ってするんですよという感じのイメージがどちらかというと強いのかなということで、先ほど申し上げたような事案がありましたので、少し申し上げたところでございます。

それから、予算の関係で午前中、木南委員さんのほうからもお話があったんですけど、5ページになりますが、就業機会創出支援費というのがあります。これが 2,500 万円ぐらい補正予算として組まれているということのようですが、先ほど、担い手育成支援が少し大きな予算だなという冗談を込めた話があったところなんですけど、この新規就農総合支援の状況です。全国的に見ると、これは直接、担い手育成に対して国が最高年間 150 万円というような支援もしているという仕組みのようでございます。全国的には相当、評判がよくて、当初、組んでいた予算が足りないという状況も出てきているようなんですけども、徳島県の取り組みの状況、それから新たに補正を組まれた状況など、どういう状況があって、こういう予算が組まれたのかということが 1つ。

もう一つ心配するのは、県下市町村によって、この取り組みの格差といいますか強弱みたいなものがあるのではないかなというふうな心配もしております。そういう状況があるとすれば、それをどう克服していくかということも含めて、少しこの補正予算の御説明をいただければと思います。

水岡普及教育課長

この事業につきましては、45 歳未満の若い農業者の就農支援を目的といたしまして、今年度から始まった

事業でございまして、農業研修期間中の最長2年間において150万円を給付する準備型というものと、さらに独立就農後の最長5年間にわたりまして原則150万円を給付する経営開始型があるということについては、委員御承知のとおりでございます。

これまでの経緯を御説明させていただきますと、まず3月の要望の時点で、徳島県といたしましては278名分、これに150万円を掛けました4億1,700万円を国に対して要望いたしております。これに対しまして、国からの配分額は118名分、1億7,700万円でございます。まず経営開始型でございますけれども、経営開始型につきましては、6月に1回目の募集を行いまして、113名の方から応募をいただいております。これは金額に直しますと1億3,350万円ということで、お気づきだと思いますけれども、113名に150万円を掛けますと1億6,950万円ということですが、75万円の支給の方がございますので、そういった観点から113名で1億3,350万円というふうな状況になっておるところでございます。現在、経営開始型につきましては、2次募集を行っております、この金曜日の9月14日まで行っております。さらに準備型につきましては、8月13日から8月31日まで募集をいたしました結果、応募者が5名ございます。さらに9月10日から9月28日まで2次募集をいたしております、これも今少し頑張ってみようというところでございます。それで予算でございますけれども、先ほど申しましたとおり、国からの配分につきましては118名分、1億7,700万円をいただいております。これに対しまして、県の当初予算が100名分の単純計算で150万円を掛けまして1億5,000万円というようなことでございまして、この差額とあと事務費等も含めまして補正を組ませていただいておりますというふうな状況でございます。

それで、他県の状況をここで御説明させていただきますと、香川県につきましては、89名の内報に対して応募が120名ということでございます。愛媛県につきましては、100名の内報に対して200名の応募があったということでございます。高知県におきましては、258名の内報に対して237名。徳島県におきましても、現在のところ、見込みでございますけれども、118名の内報に対して130名の見込みというふうなことで、人数的には基本的に国の内報の人数を上回っておるというふうな状況でございまして、先ほど申しましたとおり75万円の支給の方がおられるということで、金額的には1億7,700万円の配分に対して1億4,300万円余りというふうなことになるというふうな状況でございます。

各市町村による取り組みの違いでございますけれども、これにつきましては、2次募集の機会に各支援センターを通じまして、個別訪問等によりまして拾い落としがないかといったこともさせていただいて、確認させていただいた上で募集をしておるというふうなところでございますので、基本的にはそれほど市町村による格差があるというふうには考えていないというふうな状況でございます。以上でございます。

#### 松崎委員

今回の補正で1.75億円ですかね。この予算を組んで、いわゆる青年の就農給付といいますか、青年の就農確保に向けて県としては取り組まれるということで御理解をさせていただきたいと思っております。補正予算を組まれるというふうな話も聞いておるわけで、全国的にも評判がいいということも含めて、おいしい話ですから、徳島県としてもお話があったように積極的にこういう制度を活用し、新しい就農に積極的に取り組んでいただきたいなど、そんなふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。これは予算としてわかりました。

それから最後のところなんですが、市町村負担金です。これは受益市町村負担金ということで、これまで私も軽く考えてきたといいますが、そういうことなんだろうなというふうに考えてきたんですが、今年度、トータル  
の市町村負担金っていうのは幾らになるんでしょうか。この農林水産部全体で。

森農林水産政策課長

平成 24 年度の市町村の負担額は、農林水産部合計で対象事業費がすべてで 35 億 8,600 万円余りであり  
ますので、それに対して 4 億 500 万円でございます。以上でございます。

松崎委員

わかりました。4 億円ぐらい市町村が受益者負担で負担をされるということのようですけども、その根拠に  
なっているのが、この提案理由にありますように地方財政法第 27 条第 2 項、土地改良法第 91 条第 6 項、そ  
れから地すべり対策の規定などの規定ということになっておるんですが、この規定というのは大体いつぐら  
いにできたような規定なんでしょうか。かなり古い規定だというふう聞いておるんですが。

それが 1 つと、もう一つは、市町村の負担割合はそれぞれの事業によって違いますよね。これは例えば、  
国の負担があり、県の負担があり、そして市町村や受益者として住民の負担がありとか、そういうことなのか  
どうかということで、この数字というのは、全国統一の数字なのか、それとも徳島県、行政側が決められたこ  
となのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

寺尾農村振興課長

私のほうからは、県営土地改良事業の負担金のことについて、御質問があった点について御回答させて  
いただきたいと思います。

土地改良法の第 91 条第 6 項の規定により議会の議決を経るということですけども、この土地改良法自体  
につきましては昭和 24 年の制定でございます。こちらに書いてある負担割合でございますけれど、土地改  
良事業につきましては、市町村及び農家の負担ということで、国の補助率と県の補助率を引いた残りの部分  
の割合を説明資料に記載させていただいております。

松崎委員

それは先ほど言ったように全国統一みたいな形なんでしょうか。それとも徳島県的なものでしょうか。

寺尾農村振興課長

国の補助率については全国統一でございまして、県の補助率についても国のほうがガイドラインということ  
で各事業ごとに全国的な統一基準のようなものを出しております。県についてもそれを採用させていただ  
いておりますけれども、事業実施の際に、土地改良事業は土地改良法に基づいて地元同意とか市町村の協  
議というのを経ていきますけれども、その中で個別の事業について、国の補助率が幾ら、県の補助が幾ら、農  
家負担、市町村負担が幾らという率を個別に事業開始時に決めてございます。

松崎委員

例えば土地改良法の第6項の規定っていうのは、負担させることができるという規定なんですかということか。10ページの負担金の受益市町村に負担させるものとするという表現ができるものなのかというのが、ちょっとよくわからないなと思いますか、どんなだろうなというのがあるのと、例えば事業費に対する負担割合が10分の1以内とか10分の1.5以内、その他いっぱいありますけども、以内ということですから、これが上限で、それ以内の中で協議の余地があるというふうに理解したらいいんでしょうか。それとも、これを見ていくと、例えば佐那河内村であれば300万円に対して負担割合が10分の1だから30万円よねと、これだけ負担してよねと、そうしたら事業やりましょと、こういう切りつけなのかどうかっていうようなことがちょっとわからないんです。

寺尾農村振興課長

土地改良法の規定では、市町村に負担させることができるということになっておりまして、負担させる場合には、その金額について市町村と協議するということでございます。協議の結果、こちらに記載させていただいていることについて了解が得られたということで、こちらの金額を負担させるという提案をさせていただいているというふうに理解しております。

それと、土地改良事業の場合、負担割合を以内と記載させていただいておりますけど、先ほどちょっと説明させていただきましたように地元負担を市町村と農家さんが負担されるということで、こちらについては地元負担の上限ということです。例えば先ほどおっしゃられた佐那河内村の農道事業につきましては、全額を村が負担されるということですが、一部、例えば圃場整備事業ですと農家負担があるというような事業がありまして、工種によりまして、以内の範囲内で100%市町村が持たれる場合と一部農家が持たれる場合というのがございまして、それでこういう記載にさせていただいているということでございます。先ほど申し上げたように、工種ごとにどれぐらいの比率にするというのは、事業開始当時に皆さんの同意を得て、最初に決めておるということでございます。

松崎委員

受益市町村に負担させるものとするという表現でいいんですか、これは。

寺尾農村振興課長

こちらについては市町村との協議を経て書かせていただいておりますので、市町村は了解ということで、負担させるというか負担していただくということで、こういう表現になっております。

松崎委員

こういう問答はやめたいと思いますが、なぜこういう話をするかと言いますと、国直轄事業の県負担とか地方負担を、国がやる分は国でやらしてもらおうじゃないかというようなことになってきて、政権交代以降は、例えば維持管理費などは全廃されてきた。ただ、国と県との負担割合については、協議の場という知事会と国との間でさらに協議をしていきたいと思いますという考え方に集約されていると思うんですけども、先ほどお話を聞く

と、昭和 24 年ですから、私が生まれたのは昭和 23 年ですから、まだ私が生まれたばかりの年の法律で、この間、この負担という考え方があって、受益者負担という考え方が定着してきたんだろうなというふうに思っています。実は、先ほどお話があったように、平成 24 年度で市町村側が 4 億円程度負担するというようになってきて、市町村負担に耐えられないところは事業ができないということも含めて心配がされるわけです。そういったときに、どの部分は負担をこのままできょうとか、ここところは少々でも削減できょうとか、これは廃止できるんじゃないとか、全体として、市町村負担と県の負担の割合を国との関係を含めて精査する時期に来てるんでないかなという問題意識があるということで、質問は終わります。

黒崎委員

私のほうから 1 点だけ御質問申し上げます。

これ質問の通告も何もしていなかったんですけど、ふとけさの徳島新聞の第 1 面を見ましたら、鳴門から来代委員の池田まで中央構造線が走っておりまして、阿讃山脈沿いのほうには、結構ため池がようけあったなという話も出てきてまして、あれは平成 21 年ぐらいからですか、ため池の補強を始められたと思うんですが、そのことについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、これはどこが言うてくれるのかな。川崎課長のところ。そしたら、どんな基準で順番を決めておるのか。それと、その目的。そのところをお伺いいたします。

川崎農業基盤課長

今、黒崎委員のほうから、県内の老朽ため池の整備をどういう基準で、どういう順番でしているのかというふうな御質問かと思えますけれども、本県には確かに県下に農業用ため池が 550 カ所ございます。古くから農業用水として利用されてきておりまして、また、農業用水だけではなくて、地域の洪水の調整とか多様な生物の生育の場とか、そういった多面的機能も持っておる非常に地域にとっても大切な施設でございます。

現在、農業ため池につきましては、550 カ所すべてについて現況調査を行いまして、そのデータベース化を行っております。ただ、この農業ため池につきましては、先ほども言いましたように古くからということで、築造後相当年数がたっておるものもございます。それから、ため池というのは農業者の方々が管理をされております。老朽ため池整備事業を実施していく場合には、やはり管理者の要望とか、そういったものも加味していかなければならないところでございます。そのため、データベースによります老朽化の状況、それから、そのため池が被害をこうむったときには、どういう被害が起こるかという想定、それとあわせて、ため池の管理者の方々の御要望、そういったものを加味して順次、整備を続けているところでございます。以上です。

黒崎委員

データベース化をして、それをもとに地元の管理者のお話を聞きながら進められているということなんですけど、これはやっぱり地震がぐらぐらと来たら、崩れるところも何カ所かあるかなということもあるんでしょうか。特に急がないかんような場所っていうのはないんでしょうか。

川崎農業基盤課長

これまで、このデータベース化とは別に、地域から特に要望のあったため池につきまして、耐震性を調査し

ため池もございます。そういった、耐震調査をして地震に対して若干強度がないという結果が出たため池について、地元との調整もありますけれども、優先的に今、整備を進めているところであります。

ただ、すべてのため池について完全な耐震調査まではできていません。耐震調査をするにしても費用もかかります。費用については、地元負担というか、管理者、所有者がそれぞれの地域の土地改良区であったり水利組合でございまして、その負担の部分もございまして、すべてはできておりませんが、地域から危ないと思われるようなところについては、要望があった部分について照査し、そして、そういったところでいい結果が出なかったものについては、現在、順次、優先的に整備を進めているという状況でございます。

黒崎委員

今現在で何カ所ぐらい既に終わっているのでしょうか。

川崎農業基盤課長

老朽ため池整備事業という事業で、過去からかなりの数のため池については整備を進めてきております。それとあわせて、今後、平成 23 年から 24 年にかけては 4 地区のため池に事業着手するという予定になっておりますけれども、これまでにどれだけ整備したかというのは、今、ちょっと手元にございません。

黒崎委員

やっぱり、これ地元負担が出てくるということなんで、なかなか前に進めにくいというか、地元の事情もあるんで難しい部分もあるんですけど、危険なところをデータベース化した中からピックアップして、地元の要望も照らし合わせてやっていくということでございますので、できるだけ地元の要望にしっかりとこたえていただきたいと思います。

先ほどの、ここ 10 年ぐらいの資料があれば、またちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。終わります。

峯本農林水産副部長

先ほど耐震調査というふうな質問がございましたけども、通常の老朽ため池の改修工事を実施するとともに、ため池堤体の高さが 15 メートル以上になりますとダムの扱いになります。まず県下で 15 メートル以上のため池をピックアップいたしまして、その部分につきましては、ボーリング調査、それから管理水位ごとの安全率のチェック、これはすべて終了いたしております。次に、やはり貯水量の大きいところも優先されますし、それから下流に人家とか公共施設のあるところ、決壊すると被害が甚大になるところ、そういうため池を優先的にチェックして、ため池の安全度をチェックしてまいりました。

ただ、数字については、私も今、持っておりませんので、後ほどということでよろしく願いいたします。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(13時36分)